⑵　過剰供給構造の解消
　法第二十六条第四項第四号の過剰供給構造の解消に資するものであることとは、当該特定事業再編計画を実施しようとする事業の属する事業分野が上記二ロ⑶の基準に照らし過剰供給構造にあると判定される場合において、当該特定事業再編計画の実施により供給能力が減少するものであることをいうものとする。
⑶　従業員の地位
　法第二十六条第四項第五号の従業員の地位を不当に害するものでないこととは、当該特定事業再編に係る事業所における労働組合等と協議により十分に話し合いを行い、かつ、当該特定事業再編計画の実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うことをいうものとする。
⑷　適正な競争の確保
　法第二十六条第四項第六号イの適正な競争が確保されるものであることとは、当該特定事業再編が、同条第一項の認定の申請を行う事業者の営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む他の事業者の活動を著しく困難にさせるおそれのあるもの、当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の協調的な行為を伴うもの、その他の当該申請を行う事業者と当該事業分野に属する事業を営む他の事業者との間の適正な競争を阻害することとなるものでないことをいうものとする。
⑸　一般消費者等の利益
　法第二十六条第四項第六号ロの一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものではないこととは、当該特定事業再編計画を実施することにより、当該申請を行う事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されること、その他の一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれが生じるものでないことをいうものとする。

五　生産性向上設備等の導入と併せて行う事業再編のための措置又は特定事業再編のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫及び指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

イ　事業再編に係る低利・長期資金調達支援制度の趣旨・目的
　当該制度は、グローバル市場における激しい競争に対応するため、国内外での供給体制の構築と国内事業活動の確保による産業競争力の強化を目的として、事業者が戦略的な事業再編を行う際、民間金融機関だけでは十分な資金供給を行うことが困難である低利・長期の資金を補完的に供給するためのものであり、認定事業再編事業者若しくはその関係事業者又は認定特定事業再編事業者若しくは当該認定に係る特定会社（以下「認定事業再編事業者等」という。）に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から指定金融機関（法第四十一条第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。以下同じ。）を通じて低利・長期の資金を供給することにより、このような資金供給の制約を軽減し、認定事業再編事業者等の資金調達の円滑化を図るものである。
　そのため、当該制度に基づく資金の貸付けを行うに当たっては、次の⑴及び⑵に該当することを要件とする。
⑴　次のいずれかに該当すること。
　ⓘ　認定事業再編関連措置又は認定特定事業再編関連措置を行うのに必要な資金の額が原則として五十億円以上であること。
　ⓘⓘ　認定事業再編関連措置又は認定特定事業再編関連措置を行うのに必要な資金の額が、当該認定事業再編関連措置又は認定特定事業再編関連措置を行う認定事業再編事業者等が過去三年間に行った設備投資額の総額より大きいこと。
⑵　当該資金の貸付期間が五年以上であること。

ロ　公庫及び指定金融機関が資金の貸付けの業務を行う上で配慮すべき事項
⑴　認定事業再編事業者等が指定金融機関に対して、認定事業再編関連措置又は認定特定事業再編関連措置を行うのに必要な資金について借入れの申請を行った場合において、当該指定金融機関は、業務を統括する部署を置くとともに、認定事業再編事業者等の財務状況、資金の使途、返済財源等を的確に把握することを可能とするための適正かつ確実な体制及び方法により、当該事業の内容を確認し、与信審査を行い、併せて当該計画が主務大臣の認定を受けていることを確認した上で、貸付けの決定を行うこととする。
⑵　指定金融機関による貸付けは、他の金融機関等（産業競争力強化法施行令（平成26年政令第13号）第十条に規定する金融機関の他、認定事業再編事業者等に対する資金供給を行う者をいう。以下同じ。）と協調して実施するものとする。ただし、対象となる事業計画の性質に鑑み、他の金融機関等が貸付け等の資金供給を行うことに支障がある場合はこの限りでない。
⑶　指定金融機関による貸付けの利率は、直近の金融情勢等に応じ、その原資が財政投融資資金であることを踏まえて定めるものとする。
⑷　指定金融機関が確認・審査を行った結果、貸付けの決定を行う場合には、当該指定金融機関は、公庫に対して、必要な資金を当該指定金融機関に貸し付けるよう、申請するものとする。
⑸　公庫は、指定金融機関から貸付けの申請を受けた場合には、当該指定金融機関に対して、速やかに、必要な資金の貸付けを行うことができるよう、貸付けの条件その他基本的な事項をあらかじめ定める等の必要な措置を講じるものとする。この場合において、公庫による指定金融機関に対する貸付けの利率は、国から公庫に対する財政投融資資金の貸付けの利率と同一の率とする。
⑹　公庫及び指定金融機関は、認定計画に従って行われる事業が適正かつ確実に実施されるよう、密接に連携して資金の貸付けを行うものとする。

六　その他事業再編に関する重要事項

イ　法第二十八条第一項の規定による公正取引委員会への協議において公正取引委員会へ提出する意見の内容を簡略化する場合
　主務大臣は、法第二十八条第一項の規定による公正取引委員会への協議を行う場合であって、次のいずれかの事由があると認められる場合その他適正な競争の確保が図られると認められる事由があるときには、通常、申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されるものと考えられることに鑑み、公正取引委員会へ提出する意見の内容を簡略化するものとする。
⑴　事業再編関連措置を行う事業者が販売若しくは提供する商品若しくは役務又は販売若しくは提供を受ける商品若しくは役務について、次のいずれかに該当することが明らかであること。
　ⓘ　事業再編関連措置を行う事業者の間で競合関係にある商品又は役務が次のいずれかに該当すること。
　　①　事業再編関連措置に係る合併、会社の分割その他の共同行為（以下「合併等」という。）の実施後のハーフィンダール・ハーシュマン指数（以下「ＨＨＩ」という。）が千五百以下であること
　　②　合併等の実施後のＨＨＩが千五百超二千五百以下であって、かつ、ＨＨＩの増分が二百五十以下であること
　　③　合併等の実施後のＨＨＩが二千五百超であって、かつ、ＨＨＩの増分が百五十以下であること
　ⓘⓘ　事業再編関連措置を行う事業者の間で取引関係にある商品又は役務が次のいずれかに該当すること。
　　①　事業再編関連措置を行おうとする事業者が関係する全ての商品又は役務において、合併等の実施後の当該事業者の市場占有率が十パーセント以下であること
　　②　事業再編関連措置を行おうとする事業者が関係する全ての商品又は役務において、合併等の実施後のＨＨＩが二千五百以下の場合であって、合併等の実施後の当該事業者の市場占有率が二十五パーセント以下であること
⑵　当該協議を行う前に、公正取引委員会から事業再編関連措置に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定に抵触しない旨の回答が得られていること。